

令和３年８月 定例教育委員会

日 時 令和３年８月２５日（水）９時３０分～

場 所 １１階会議室

出席者

（教育委員）

西本教育長 内海教育長職務代理者 萩原委員

（事務局）

山元教育総務部長兼新しい学校推進室長 松尾総務課長 杉本社会教育課長 山口文化財課長 嶋田スポーツ振興課長 副島総務課長補佐 陣内学校教育部長 高島学校教育部次長兼学校教育課長 有富学校保健課長 近藤青少年教育センター所長

欠席者

（教育委員）

古賀委員

傍聴者 なし

内 容

(1) 教育長報告

(2) 令和３年６月分 議事録確認

(3) 議 題

- ① 令和３年度補正予算（８号）の件
- ② 佐世保市学校給食に関する条例制定の件
- ③ 佐世保市立幼稚園条例の一部改正の件
- ④ 佐世保市教育委員会規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則の制定の件
- ⑤ 佐世保市教育委員会規程で定める申請書等の押印の特例に関する規程の制定の件

(4) 協議事項

- ① 佐世保市青少年問題協議会の今後のあり方について

(5) 報告事項

- ① 徳育推進フォーラム開催について
- ② 東京２０２０オリンピックに係るスペインハンドボールチーム事前キャンプの受け入れについて
- ③ 心の状況調査について
- ④ 佐世保市立小・中学校及び義務教育学校修学旅行中止等に伴うキャンセル料等補助金交付について

- ⑤小学校文化活動事業に係る音楽発表会の中止について
(6) その他
①次回開催予定について

◆ 教育長報告

- | | |
|---------|--------------------------|
| ○ 7月19日 | 定例教育委員会 |
| ○ 7月20日 | 長崎県市町村教育委員会連絡協議会 第1回小委員会 |
| ○ 7月21日 | 小佐々海光る町学園運営協議会 |
| ○ 7月26日 | 九十九地区市政懇談会 |
| ○ | 佐世保市少年科学館第1回運営委員会 |
| ○ 7月28日 | 臨時教育委員会 |
| ○ 8月 2日 | 佐世保明るい社会づくり運動推進協議会運営委員会 |
| ○ 8月 3日 | 山澄地区市政懇談会 |
| ○ 8月 4日 | 第2回長崎県都市教育長協議会 |
| ○ 8月 5日 | 江迎地区市政懇談会 |
| ○ 8月19日 | 前期教育委員会 |
| ○ 8月20日 | 宮地区市政懇談会 |
| ○ 8月23日 | 小佐々地区市政懇談会 |

【西本教育長】

それでは、少し時間が早いですが、皆さんおそろいなので、8月の定例教育委員会を始めたいと思います。

今回、前回から御案内のとおり、コロナの関係で非常に数が増えております。少し慣れたみたいで20人超えてもあまり驚きはありませんけれども、中身が問題で、子供たちがかなり増えてます。デルタ株の影響かと思われますけれども、昨年に比べるとやっぱり感染力が非常に強くなっておりますし、親から子、子から親というパターンも出ておりまして、クラスターが発生したエコスパ佐世保もかなり子供たちがかかっておりまして、それも学校がばらばらなので非常に心配だなということです。

20日が登校日でしたけれども、登校日を中止にさせていただいております。心配なのは夏休みが明けて後のことなんです、今日まん延防止の対策本部が、国の指定を受ける可能性が非常に高くなっておりますので、学校の状況をどうするかということについて、後ほど。これが終わった後に、施設の関係もありますので、今考えていることを皆さんにお伝えしたいと思います。

それから、9月の定例市議会が9月3日から始まることになりました。今から見ていただく議題の中で、私どもも幾つか補正予算と条例の改正が、前回ちょっとお話ししたと思いますけれども、そういったことを決めていただいた中で提案をさせていただこうと思います。

今回9月議会は17日までの予定です。これはあくまで議会がお決めになるので、明確なことを申し上げられませんが17日までの予定です。決算委員会が、これもまた予定ですが、9月24日ぐらいになっております。

というところで、また夏休み明けを目前にして、従来と違った心配事が出てくる予定となっていることを御報告させていただいております。

それでは次に、令和3年6月分の議事録につきまして、内容については、もう既にお

届きかと思いますが、中身についてよろしゅうございますでしょうか。

【全委員】

はい。

【西本教育長】

ありがとうございます。

それでは、議題に入りたいと思います。

ところで、事務方のほうにお願いしたいんですが、教育委員会としての定足数はどうなってますか。

【副島総務課長補佐】

学教行法の１３条の４項におきまして、過半数の出席があれば成立するということで、今回成立することになります。

【西本教育長】

ということで、今回は成立するということでございますので、早速議題に入っていきたいと思います。

まず最初、令和３年度補正予算８号につきまして事務局のほうから説明をお願いいたします。

総務課長。

【松尾総務課長】

事前に配付しておりました資料、右上のほうに議題①と書いている資料がございます。令和３年度の補正予算の第８号になります。

先ほど教育長のほうからも紹介がありましたが、９月３日から９月定例市議会のほうが始まりますので、そこで御審議をいただく内容になっております。

資料のほう、２ページをお開きください。

こちらのほうに歳入及び歳出予算、それから、２か年にわたる業務委託をする予定でございますので、債務負担行為の年次設定をさせていただいているところでございます。

詳細は３ページをお開きください。

文化財課が所管しています立神広場の整備事業でございます。民間を活用したＤＢＯ方式、ＰＦＩの中でもＤＢＯ方式で発注をするということで、それに関わる支援、サポート業務の業務委託に関する経費でございます。

説明は以上でございます。

【西本教育長】

ただいま説明がありましたけれども、立神広場の整備活用事業については、委員さん

も概略は御承知かと思います。今回書いてありますように、アドバイザーということで、DBO方式で進めていこうと思っております。DBOというのは、設計、施工、それからオペレーション、管理ということまで含めて、民間でやっていただく、公設民営という形になるんですけれども。設計から始まっていきますが、要求水準書というのを作らないといけない。これは、我々が、こういったものを盛り込んでくださいね、こういったことについて配慮してくださいねという条件をつけて、それで、設計者と、それから施工者、そして最後まで、維持管理まで見ていただく会社を決めるということになります。そのアドバイザー業務の中で、要求水準書を作って、我々が相手に対して示せる内容、条件というものをここで決めていただくという、そういった業務を委託する契約でございます。これが1,444万3,000円ということです。

実際工事が始まって、供用開始になるのが少し遅れるかなという感じがしておりますが、民間の新しい発想で、どうしても枠組みが市役所だと堅苦しいものになってしまうという反省から、こういった方式を取らせていただこうかというふうになっております。これについて、よろしゅうございますでしょうか。

【全委員】

はい。

【西本教育長】

ありがとうございます。

続いての議題です。佐世保市学校給食に関する条例制定の件でございます。説明をお願いいたします。

学校保健課長。

【有富学校保健課長】

それでは、佐世保市学校給食に関する条例制定の件の御説明をさせていただきます。資料は4ページからになります。

8月19日の前期教育委員会においての協議事項ということで、事前に御説明させていただいたものと同じでございます。

議題としては、佐世保市学校給食に関する条例制定の件、上記1件について下記のとおり提案するというところで、提案理由については、現在、学校給食費については、各学校において徴収管理を行う私会計による管理を行っているが、学校給食費会計透明性の向上、適正な管理運営及び学校現場の負担軽減により、児童・生徒と向き合う時間の確保を図るため、令和4年度から学校給食費の公会計化の導入を行うこととしており、学校給食に関し、必要な事項を定める条例を制定するもの。

提案内容は、学校給食に関し必要な事項について定めるもの。（１）学校給食の実施に関すること。（２）学校給食費の徴収に関すること。（３）学校給食費の納付に関すること。（４）学校給食費の減免に関すること。

附則、施行期日、１、この条例は令和４年４月１日から施行する。準備行為、２、この条例の規定による学校給食の取扱いに関する手続その他の行為は、期日日前においても行うことができるというものでございます。

あと、５ページが、議題の主旨と条例の概要、施行期日、準備行為等につきましては、前回御説明した内容と同様で、４番目の６ページの関係規則の制定までは同じでございますので、説明は割愛させていただきます。

７ページですけれども、７ページ以降、７ページ、８ページの条例の案文ですけれども、これにつきまして、総務部の総務課、法令担当、例規担当の部署と最終的に協議をいたしまして、若干修正があります。差替の議題２ということでお示している分が修正文になります。

ここで新旧がちょっと分かりにくいと思いますので、追加資料の議題２という資料を見ていただきますでしょうか。前回、御説明いたしました条例案と今回の修正分を見え消しで示させていただきます。

これにつきましては文言等の調整が主なものでございますけれども、具体的に行きますと、第１条で「学校給食の取扱い」の「の取扱い」部分を削除する。

それから、第２条の定義のところで、「次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号」の「それぞれ」を追加する。第１号は修正はせず、第２号が「法第３条第１項に規定する学校給食及びこれに準じて実施する学校給食」の「学校」を除く。これは準じて実施する給食自体そのものが教職員等に出す給食になってきますので、これ自体は学校給食ではないということで「学校」を取ったほうがいいのではないかとということで指摘がありまして、この給食という言葉も含めて定義として学校給食とするということになっております。

学校給食費のところで「法第１１条第２項に規定する学校給食費」としておったものを「学校給食に要する経費のうち、法第１１条第１項に規定する経費以外のもの」と改めたいと思います。

追加資料の３ページを御覧ください。

３ページの第１１条、経費の負担という言葉がございます。ここで、当初は、第２項の「前項に規定する経費以外の学校給食に要する経費は、学校給食を受ける児童生徒の学校教育法第１６条に規定する保護者の負担とする」という書き方をしておりますけれども、これでいきましたら、教職員の分とかが保護者ではないので、これをそのままするよりも、逆に第１１条第１項のほう「学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の経費に要する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担とする」、要はこの部分の第１項以外のものが学校給食費ですよという言い方にしたほうがよいのではないかとということで、そちらを採用させていただきました。

再び１ページにお戻りください。

第４号でございますけれども、保護者の定義のところで、保護者というのが、原案では並んでおります。児童福祉法に「その他児童又は生徒を現に監護する者」という規定になっておりますので、その規定のものをそのまま書くような形にしたいと考えており

ます。

あと、第3条は、「実施する」に「ものとする」と文言を付け加える。

それから、2ページ目ですけれども、準備行為のところで「この条例の規定」の「の規定」を削除する。それから、学校給食の「取扱い」を「実施」に変える。それから、「手続きその他」を「準備行為」とする。それから、「この条例の施行の日前において行うことができる」の「の日」を消すというようなこと。

そして、提案理由につきましても、もともと「学校給食費の公会計の導入にあたり、学校給食の取扱いに関し必要な事項を定める」ものとしておりますけれども、実際原文を見ますと、学校給食の実施を最初にうたっておりますので「学校給食費の実施及び給食費の徴収に関し必要な事項を定めるため提案するものです」というふうに改めたいと考えております。

以上が修正文になります。

あと、議題の9ページ以降の学校給食費の公会計化等の説明については、前回説明した内容と同じものになっておりますので、説明については省略させていただきます。

以上で説明を終わります。

【西本教育長】

ただいま、学校給食に関する条例制定の件、小中学校、義務教育学校ですけれども、委員の皆さんから何か御質疑等ございますでしょうか。

今言いましたように、文言は少々精査させていただいております。

あと、これに規則が加わってきますけれども、また規則については後ほどお諮りをさせていただこうかと思えます。

よろしゅうございますでしょうか。

【全委員】

はい。

【西本教育長】

それではありがとうございます。

次に、佐世保市立幼稚園条例の一部改正の件ということでございます。事務局から説明お願いいたします。学校教育課長。

【高島学校教育部次長兼学校教育課長】

議題3、佐世保市立幼稚園条例の一部改正について説明いたします。

本件につきましても、総務部総務課から指導があり、資料の一部差し替えがございます。お手元の資料、一番下に差し替え議題3がございます。併せて御説明をさせていただきます。

今回は、前回の前期教育委員会の協議事項の説明と併せまして、差し替えによる追加

内容を申し上げ、御審議をお願いいたします。

まず、一番下にございます「差替資料」議題３、１３ページ、１４ページ、１５ページの３枚でございますが、まず１３ページを御覧ください。「差替資料」の議題３の１３ページでございます。

１項目め、改正の主旨でございますが、一部文言が変更されています。主な内容であります給食の実施、徴収に関しては、その事項を定めること、条文中の文言の整理することというふうに改めております。

２項目めが主な改正で、一部追加しているものでございます。

まず、（１）の部分でございますが、新たに第３条を、前回は変更ありませんでしたが、一部改正として追加をしております。追加内容は、保護者の定義を明記したことであります。この条例で、保護者から給食費を徴収することを第５条でうたいますが、給食費の債務者を明確にするための規定として、この第３条で保護者の定義を追加しております。引用条文は、子ども・子育て支援法に規定する教育・保育給付認定者及び民法に規定する扶養義務者としております。本追加資料の議題３の２ページに引用条文を掲載しておりますので、後ほど御覧ください。

次に（２）でございます。（２）第５条に、給食の徴収に係る規定の中で、副食費除外に係る条文を新たに追加しています。資料１４ページ、次のページに議案がございしますが、議案の第５条第２項を御覧ください。

読み上げます。「給食の提供を受ける者の保護者に対しては、規則で定めるところにより給食の提供に要する費用（佐世保市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第１３条第４項第３号イ又はロに規定する副食の提供に要する費用を除く。以下「給食費」という。）を徴収する」としております。

条文内にあります片仮名のイにつきましては、年収３６０万円未満の相当世帯の子供、片仮名のロは、年収３６０万円以上の世帯で第一子以降の子供を指しております。それぞれ副食費の負担を免除するという規定になっております。したがって、対象世帯につきましては、副食費を除いた額を給食費として徴収する規定を明記していることを追加いたしました。

追加資料に、給食免除関係の資料を添付しております。後ほど御覧ください。

以上が主な変更点でございます。これを今回議題として、前回の説明と併せまして上程をさせていただきたいと存じます。御審議よろしくをお願いいたします。

【西本教育長】

今、説明ありましたけれども、委員の皆さんから何か御質疑等ございますか。よろしいですか。

【全委員】

ありません。

【西本教育長】

それでは、以上２件の学校給食に関する条例制定の件、それから、幼稚園条例の一部改正の件については、この内容で議会に提案するというところでよろしゅうございますか。

【全委員】

はい。

【西本教育長】

それでは次です。④の佐世保市教育委員会規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則制定の件、それから、⑤の教育委員会規程で定める申請書等の押印特例に関する規定の制定の件、二つ併せて説明をお願いいたします。

総務課長。

【松尾総務課長】

④番、⑤番については、内容が共通しておりますので、併せて説明をさせていただきます。

資料につきましては、今日お配りしております右上のほうに当日配付①と書いた資料のほうをお出してください。一枚めくっていただきまして右上のほう、左の④と書いております。佐世保市教育委員会規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則の制定の件でございます。⑤番は、規則の部分が規程というふうに変わっておりますので、その違いでございます。

佐世保市では今、行政手続のオンライン化を進めておりまして、汎用電子申請システムというシステムを導入しまして、家に居ながら、もしくは職場から、パソコンを使って行政手続が取れるような、そういった見直しをしております。システムの導入は今年度で、準備ができた行政手続のほうから順次導入を進めていくという取組を今現在しているところでございます。この電子申請のオンライン化を進めるに当たって、どうしてもネックになってくるのが押印という従来からの日本のやり方でしたので、そこを見直していこうというものでございます。

資料のほうは、少し飛びまして５ページを御覧いただけますでしょうか。全庁的に押印の見直しについて指針を策定いたしました。この指針に基づいて、作業を進めてきたところでございます。

ちょうど中頃、３番の具体的な考えの（１）番、市民等が提出する申請書等、その下にあります押印の必要なもの、ここを御覧いただきますでしょうか。ここに四つ列記してありますけれども、契約書、それから、従前から印鑑証明書を添付しなければいけなかったような手続、特定の人に委任をする委任状、それから請求書、この四つ以外は全て押印を廃止しようというふうに佐世保市全体で決めたところでございます。

ということで、２ページに戻っていただけますでしょうか。

今回、佐世保市教育委員会規則で定める申請書の押印の特例に関する規則を定めまし

て、行政手続の簡素化を進めることにより、市民の負担軽減、利便性の向上を図るために、教育委員会規則で定める申請書、申込書、届出書その他の書類について、押印の特例に関し必要な事項を定めるものとするということで、原則、今規則で定める手続については押印を廃止いたします。

3 ページを御覧ください。こちらが、今規則のほうで定めている押印が必要な手続でございます。これは全て、4 ページをお開きいただきたいんですけども、条文の中に押印しなさいと書いているわけではなくて、様式を定めるときに、教育委員会の長の右側に丸で印と書いておりますけども、この印を様式の中で定めているがゆえに、従前から押していただいていたという。この印を全部消すというのを一括して一つの規則で定めたいと思っているところでございます。

少し飛びますけれども、9 ページをお開きください。規程にも1 か所ございまして、私たちが担当が替わったときの事務引継書に、これまた印鑑を押すような表示になっていたものですが、ここを押さないで済むように手続するものでございます。

以上、二つの規則、規程につきましては、9 月 1 日から施行するようにしまして、9 月 1 日以降の手続から押印を廃止したいと考えております。

説明は以上でございます。

【西本教育長】

ただいま、規則と規程の中に、押印の規定があるもの、あるいは様式に、丸印があるものについては、一括して削除するということになりますので、こういったくくり方で。本来ならそれぞれの規則を挙げて新旧対照表を作るんですが、これで一括して廃止しようという内容になっております。

内容について何か御質疑ございますでしょうか。

内海委員。

【内海教育長職務代理者】

質問ですけれども、どんどん印鑑がなくなってくるということで、今後それがどう拡大していくとか、そういう予定とか何かは。

【西本教育長】

総務課長。

【松尾総務課長】

先ほどちょっと触れましたとおり、今後、準備が進んだところから押印の廃止、それからオンライン化にしていこうという考え方がありまして、9 月 1 日から実施するのが、全庁的に 10 部局 14 係で 41 の手続については、既にオンラインの申請を実際どこかのシステムでやっていたというのがありますので、これは今紹介しました申請システムというのを新しく導入しましたので、その中で手続をやっていこうというふうにしてい

るものでございます。

それから、令和４年中には、手続全体に占める２．２％の５６手続についてオンライン化を進める、令和５年度までに全体の１４％、３６２手続についてオンライン化を進める、最終的には全体の８１．８％、先ほど列記したような契約書とかはどうしても押印が必要になりますので、それ以外を除く８１．８％については、最終的に全てオンライン化するという年次目標を持っておりまして、その計画に従って作業を進めていくことにしております。

【内海教育長職務代理者】

ありがとうございました。

【西本教育長】

小さなところで、４ページに電子公印使用承認申請書があって、そこに教育委員会「長」と書いてあるのは、これは何かと思って。

【山元教育総務部長】

学校教育課長とか、そこに入れるものです。

【西本教育長】

ああ、学校教育課長と入れるため。例えば教育委員会総務課長と入れる。

【山元教育総務部長】

スポーツ振興課ならスポーツ振興課と。

【西本教育長】

課名が入るんですね。

【山元教育総務部長】

はい、そうですね。

【西本教育長】

ほかにありますでしょうか。

【全委員】

ありません。

【西本教育長】

なければ、よろしゅうございますでしょうか。

【全委員】

はい。

【西本教育長】

それでは、議題のほうは全て審議が終わりまして、次に、（４）の協議事項です。佐世保市青少年問題協議会の今後の在り方について、事務局から説明をお願いいたします。社会教育課長。

【杉本社会教育課長】

資料は１ページをお開きください。

現在、市の附属機関として運営しています佐世保市青少年問題協議会の今後の在り方について、現状を鑑みまして、類似の会議会、資料に記載のとおり、本日協議いただいておりますこの教育委員会の場、そして、子ども未来部が所管しております佐世保市子ども安心ネットワーク協議会の場、主にこの二つの場において議論を担保することとし、発展的に廃会を行いたいという方針について御協議いただくものです。

この方針案は、昨年１１月に問題協議会において、それから、本年５月に社会教育委員の会の協議を行っております。その際の意見等は後ほど説明いたします。

それでは、資料２ページをお開きください。

この協議会は、昭和２８年制定の地方青少年問題協議会法制定に端を発しています。この法律において、青少年の指導、育成、保護及び矯正が適切に実施できる体制整備のため、各団体との情報共有の場として地方自治体に設置が義務づけられておりました。

本市では昭和３９年に、現在の青少年教育センターがあります青少年センターが設置され、その後、昭和４５年３月に佐世保市青少年問題協議会条例を制定、定数３０人、会長を市長とする附属機関としてスタートしております。位置づけとしては、資料の下のほうに記載しておりますとおり、青少年教育センター設置条例において、センターの運営等に関する諮問機関としても位置づけられております。

資料は、上の経緯の表に戻りますけれども、協議会が４５年に設置された後、地方分権の流れに合わせまして、平成１１年７月に必置義務が撤廃されております。その後、２５年６月には、会長は地方公共団体の長が当たること、それから、委員は地方公共団体の議会の議員、それから行政機関の職員等という条文が削除されまして、要件緩和が行われたことにより、当初の役割が希薄化してきたという背景があります。

この必置義務撤廃をはじめとした要件緩和を機に、多くの自治体でこの協議会の廃止の流れがあったようです。本市においても本協議会は年１回の開催で、ここ数年は情報提供と講話のみで形骸化しておりまして、結果的に活発な意見交換の場になり得ていなかったことなども含めまして、この会の在り方について、事務局としても問題意識を持っておりました。

しかしながら、子供たちを取り巻く環境が、少子高齢化や核家族化など、協議会設置

当時から大きく変化をしてきておりまして、なおかつ、青少年教育に係る問題は非常に大切なものでありますことから、安易に廃止を判断することではなく、この協議会において議論されるべき内容を担保する方法がないのかという、その可能性も模索していたところであります。その中で、今回の方針案として提案しました二つの会議体において外部有識者等から類似する内容について御意見を聞いているという情報が確認できましたので、今回、会の発展的な廃会について検討を進めてきたということでございます。

それでは、資料の３ページ目をお開きください。県内の他の自治体の状況でございます。

長崎市は既に、こども部こども未来課で会を所管しておりまして、年２回開催をされているようです。諫早市では、そちらには会があるように書いてありますが、最新の情報を確認しましたところ、条例を廃止されて、もう開催実績はないということでございました。訂正をお願いいたします。大村市は、会長は市長のままで現在も設置されているようですが、平成２７年度までは年１回の開催でしたけれども、それ以降は重大案件がある場合に招集するということとされておりまして、最近の開催実績はないということです。その他の自治体は記載のとおり、既に廃止済みとなっております。

次に、議論を担保する協議の場、二つのうち一つは、この教育委員会となります。教育委員会制度の根拠法である地教行法第２１条教育委員会の職務権限としまして、既に青少年教育に関することが規定されておりますので、これまで同様、青少年教育センター運営に関する重要事項について協議、決定することは可能と判断しています。

続いて、資料にあります担保する協議の場の二つ目の会議体であります佐世保市子ども安心ネットワーク協議会についてですが、これは、子ども未来部、子ども子育て応援センターが所管の会議体で、児童福祉法第２５条の２に基づく附属機関となっております。

協議会の目的は、支援が必要な児童への支援体制の充実のために、関係機関との連携を図ることを目的としておりまして、代表者会議である委員会と実務者会議である検討会で構成されております。

この実務者レベルの検討会は、個別のケースについて検討が主になっているというのですが、代表者会議である委員会につきましては、児童等の支援に関する情報交換や関係機関との連携の在り方など、青少年問題協議会の目的であります各団体との情報共有の場というところとまさに重なる部分が多くなっております。

資料は４ページのほうに移っております。資料の下の方に、委員会等の構成機関を書いておりますが、ちょっとすいません、色づけしておりまして見えにくくなっており申し訳ございませんが、線を引っ張っている下線部がある組織、これが青少年問題協議会と子ども安心ネットワークの委員会の機関が重複しているところになります。約半分ほどが重複した構成機関となっております。

資料の５ページをお開きください。以上説明しましたことから、今後想定される協議事項の取扱いについては、青少年教育全般に係る方針決定については教育委員会の会議体において、それから、児童に係る問題の検討や対応策等の各団体との情報共有につい

ては佐世保市子ども安心ネットワーク協議会の委員会において対応することとし、本日冒頭で申し上げました方針案の方向で調整を図ってまいりたいと考えております。

なお、昨年１１月に開催しました問題協議会で協議を行った際に、大きく四つの御意見をいただいておりますので、その内容について簡単にお伝えいたします。

資料に書いておりますが、まず一つ目、既に統合している他の自治体の状況を確認してほしいということでございました。二つ目、廃会に伴い不参加となる団体との連携手法を検討してほしいということ。そして三つ目として、子ども安心ネットワーク協議会へのＰＴＡの参画を検討できないだろうかという御意見。そして四つ目としましては、本日提案した方針と同じだったんですが、青少年に関する会議体などは統合を行っていくべきだという御意見でありました。

この四つの御意見について、それぞれの対応状況について整理しております。６ページをお開きください。

まず、他の自治体の例として、愛知県豊田市なんですが、子どもにやさしいまちづくり推進会議に包含されるものとして、既に平成２５年に条例を廃止されまして、統合しているという例がございました。記載のとおり、統合したメリットとしては、妊娠・出産から子供の自立までの一連の過程をトータルに支援できるということがありまして、逆にデメリットはないですよというようなお話がございました。

このほか、新潟県柏崎市におきましても、庁内組織の子ども安全ネット会議で対応は可能だということで、昨年度をもって条例廃止をされているなど、同様の動きが見られております。

続いて、その下の安心ネットワーク協議会へのＰＴＡの参画の検討についてでございますが、これについては、安心ネットワーク協議会では個人情報を多く取り扱うこともありまして、子ども未来部としては、同じく保護者の立場でＰＴＡで参画いただくのはちょっと難しいというような御意見がありました。しかしながら、例えば、子供を事故から守ることを通して子供の健全育成に寄与することを目的としている、子供を事故から守る協議会にもＰＴＡは参画されておりますし、また、社会教育委員の会など、青少年の健全育成に係る協議を行う場にも参画いただいておりますので、そういう場も含めまして情報共有を引き続き行っていくということで、今回の参画については御遠慮いただくというふうに思っております。

それから続いて７ページ目に行きます。廃会に伴いまして不参加となる団体との連携手法の検討ですが、これについては、それぞれ外れる団体が幾つかあるんですけれども、その機関については、右側にありますいろんな機関、子ども安心ネットワークそして教育委員会において、その機関と同等の役割を担保することが可能だというふうに整理をしております。

例えば、外れる機関の佐世保市議会というのがありますが、そこは文教厚生委員会のほうで議会でも説明をいたしますし、佐世保地区高等学校補導連絡協議会につきましては、子ども安心ネットワークのほうに長崎県公立高等学校・特別支援学校校長会などが入っておられますので、こういう形で同様の類似の団体で担保ができるかなと整理をし

ております。

そして、最後４点目、下のほうになりますが、方針案と同じ方向性を言われている御意見でしたので、方針どおり会議体の統合を行うこととし、さらに教育委員会としましては、青少年の健全育成及び非行防止を担っている青少年教育センターの役割等の情報発信に一層努めながら、子ども未来部との実務的な連携をより深めていきたいと思っております。

次の８ページをお開きください。今後のスケジュール案になります。

本日、御協議いただきまして、御意見等を受け、さらに調整をした上で、今年度の青少年問題協議会を１１月に開催する予定としております。その後、改めまして、定例教育委員会において議題として提案させていただく予定としております。今後の議論にもよりますが、現時点での予定としましては、令和４年３月に青少年教育センター条例の改正、それから、青少年問題協議会条例の廃止という流れを想定しております。

資料の９ページ以降は、参考としまして関係法令の抜粋をつけておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

説明は以上でございます。

【西本教育長】

ただいま、青少年問題協議会の廃会についてということで、在り方から今後の見通しまで御説明がありましたけれども、委員の皆様から何か御質疑等はございますでしょうか。

今日は協議案件でございますので、実際には１２月でしたかね。

【杉本社会教育課長】

はい、１２月です。

【西本教育長】

１２月ですよ、議決いただくのは。ということになっております。

内海委員。

【内海教育長職務代理者】

基本的な話を聞いて、そういうことかということで理解して、それでいいんだなというふうに、まず思いました。ただ、今までこの青少年問題協議会というのは、年に何回開催されてたのかということと、ここ数年、この開催をして、会議の内容というのがどういう状況だったのかとかいうのを教えてください。

【西本教育長】

社会教育課長。

【杉本社会教育課長】

この青少年問題協議会は年に1回の開催となっております。大体秋口、10月、11月に開催しておりまして、ここ10年を見ますと情報提供という形で、例えば佐世保警察署でありますとか、そういうところの方がいらっしゃって講話をされると。その講話を聞いて終わるという形が続いていたようです。あまり活発な意見交換もなくですね。会議の委員さんの方も、30名という委員さんに集まっていますし、例えばいろんな機関の長の方に集まっていますので、そういう方が集まりながらも、なかなか意見交換ができないという、形骸化しているという、その会の在り方についての疑問の声もいただいております、そういうことも踏まえて、今回の検討に至ったというところでございます。

【内海教育長職務代理者】

ありがとうございます。

【西本教育長】

萩原委員。

【萩原委員】

佐世保市子ども安心ネットワーク協議会でのPTAの参画というのを書いてありますが、PTAは前の協議会にも入っていらっしゃったんですか。

【西本教育長】

社会教育課長。

【杉本社会教育課長】

青少年問題協議会のメンバーとして、市P連から参加いただいております。

【萩原委員】

1人いらっしゃってたんですね。そうなんですね。

【西本教育長】

ほかにありましたら。

萩原委員。

【萩原委員】

社会教育委員の会と5月に協議なさっていますけど、そこではこういった意見が出たんですか。

【西本教育長】

社会教育課長。

【杉本社会教育課長】

社会教育委員の会では、実はこの青少年問題協議会の委員として社会教育委員長の岩崎委員長が参画されております。岩崎委員長が参画されておりますので、その内容も踏まえて御報告したんですが、委員の皆様からは特に御意見はなく、この案を進めていただきたいという旨の御意見がございました。

【萩原委員】

ありがとうございました。

【西本教育長】

もし何かお気づきの点があれば、事務局のほうにお知らせいただければというふうに思います。

歴史が随分たっておりまして、問題が違う方向にも向いてきているので、改めて機動性のある会議を設けて、そこで審議していただくというふうになってきたのではないかなというふうに思っております。ありがとうございます。また12月に議決をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは次に（５）の報告事項に参りたいと思います。①です。徳育推進フォーラムの開催についてということです。

社会教育課長。

【杉本社会教育課長】

資料は当日配付②の1ページになります。令和3年度、本年度の徳育推進フォーラムの開催についての御案内です。

民間団体であります徳育推進会議を中心としまして、徳育が市民の皆様に一層広がることを願って開催してきました徳育推進フォーラムは、昨年度は御案内のとおり、撮影をして、テレビ佐世保で放映をする、DVDを貸し出しするという形にしましたが、今年度は、会議の中で随分検討いただいたんですが、まだコロナの感染状況が落ち着かないということもありまして、本年度も無観客で同じように、テレビ佐世保での放映、それからDVD貸出、 유튜브 放映という形で開催することになっております。

今年は、佐世保徳育推進会議が設立して10年目を迎えますので、「徳育運動の今」というものをテーマにして開催いたします。この収録ですけれども、来月25日土曜日、1時から4時の時間帯で、清水地区コミュニティセンターの講堂で収録を行うようにしておりますが、コロナの状況によりまして、収録日時そのものも変更可能性があるということで、今会議の中で考えられております。

内容につきましては、ここに内容案と書いておりますように、例年と同じなんですが、

④番、昨年はパネルディスカッションをしたんですが、今年度は、一徳運動活動状況ということで、地域、学校、家庭、職場というそれぞれの各分野から一例ずつ代表団体を出していただきまして、それを事前に撮影いたします。どういう一徳運動をされているかというのを撮影しておいたものを、当日9月25日の会の時に放映しまして、それについて、徳育推進会議の会長であります木村会長が講評をされると、そういう中身になっております。その後は、まちなか徳育推進標語コンクールの受賞作品の表彰という形で会を閉じる形になっております。

報告は以上でございます。

【西本教育長】

ただいま、徳育推進フォーラムの開催について説明がありましたけれども、委員の皆さんから何かありますでしょうか。よろしゅうございますか。

【全委員】

ありません。

【西本教育長】

次です。②東京2020オリンピックに係るスペインハンドボールチームの事前キャンプの受入れについてということで説明をお願いいたします。

スポーツ振興課長。

【嶋田スポーツ振興課長】

資料は引き続き、当日配付の2ページをお願いいたします。報告2ということでございます。

昨日からパラリンピックも始まったんですけど、オリンピックに関わりまして、スペインのハンドボール代表チームの事前キャンプを行いました。その報告でございます。

配布の資料のとおりでございますが、1の概要に書いてありますとおり24名、選手16名、スタッフ8名が見えまして、佐世保市には7月17日土曜日から20日の火曜日まで、3泊4日で滞在をされました。

その間、下に練習場所を書いておりますが、東部スポーツ広場体育館で3日間、17、18、19日、あとは、トレーニングジム、コナミが18日、GFCというところのスタジオが19日の5日間それぞれトレーニングも行われております。

2番ですけど、7月18日日曜日には、歓迎セレモニーと練習見学会ということで開催をさせていただきました。東部スポーツ広場体育館で、市内の中学校、高校のハンドボール部の生徒と指導者の方を御招待いたしまして、歓迎会と公開練習をしたところです。歓迎会のほうには、東翔高校の吹奏楽部にスペイン国歌の演奏等していただきまして、相手のスタッフの方も、生で国歌を演奏されたということで非常に感動されていまして、盛り上がった会になりました。あと、練習見学会もその後2時間ほどしていただ

きまして、実際、オリンピック選手のプレーを生でハンドボール部員たちが見ることができて、非常に有意義なものになったと思っております。

次のページには、市民への周知ということで、横断幕を掲げたり、SNSで広報発信等いたしたところを載せております。

最終的に、試合の結果ですけど、予選ラウンドを4勝1敗で通過いたしまして、決勝トーナメントでは勝ち上がっていきました。最終的に決勝戦に行けなかったんですけど、3位決定戦でエジプトに勝ちまして銅メダルを獲得されました。受け入れた本市としても、スペインの方たちも佐世保に非常に感謝をされておまして、こういった結果になってよかったなと思っております。

以上でございます。

【西本教育長】

ただいま説明ありましたとおりですが、委員の皆さんから何か御質問ございますでしょうか。

【全委員】

ありません。

【西本教育長】

本当にどうなることかと思いましたが、各団体の御協力もいただいて、無事に送り出したところまでもよかったですが、期待に応えていただいて銅メダルまで取っていただいて、佐世保も一助になったのかなと思います。

【萩原委員】

よかったですね、お疲れさまです。

【西本教育長】

ありがとうございました。

【内海教育長職務代理者】

どこが優勝でしたか。

【嶋田スポーツ振興課長】

優勝はフランスです。

ヨーロッパでも強くて、次期開催国でもありますので、その辺、力を入れておられます。

【西本教育長】

インターネットで見えておりましたけど、非常に盛り上がって、試合が終わったら大喜びでしたね。

【内海教育長職務代理者】

これは余談ですが、実はパラダイスから、会場へのバスをうちが受けたんです。何で観光ができないのかとか、今からバスいいからとにかく観光行こうとか大変だったそうです。ホテルでも行動できないし、間に入られた市役所の担当者の方が非常に御苦労されたというふうにお聞きしております。御苦労さまでした。

【嶋田スポーツ振興課長】

今おっしゃったように、日本に入ってきて、まず成田空港で検査を受けて、向こうでも基本的に腫れ物に触るような感じで佐世保に入ってきて、また対策ということで申し訳なかったんですけど、ホテルの裏口から入ったような感じで、そういうことで、やっぱり。もちろん向こうでもワクチン打っているし、検査も2回してきて、空港でもしたと。それなのだというのはやっぱりあれなんですけど、そこは私たちが打ってないのもあるので、うつすのもいけませんしということで何とか御理解いただいて。最終的には満足されたと思うんですけど、帰っていただいたところです。

【西本教育長】

おかげで銅メダルという結果で、よかったと思います。

【内海教育長職務代理者】

いい印象で帰ってもらって。

【西本教育長】

結果よければ全てよしで。

【萩原委員】

子供たちも見ることできたんでしょうか、見学というか。

【嶋田スポーツ振興課長】

体育館で。

【萩原委員】

ハンドボール部の子がですね。よかったなと思って。

【西本教育長】

そうなんですよね。本当に会長さんも非常に喜んで、ツイッターの中にも「ありがと

う佐世保」と日本語で書いてあったりしてですね。そういうのがあったので、非常によかったなということを思います。

何より子供たちに生で見せることができたのがよかったということで。子供たち、よく選手の名前を知っているんですね。紹介があると「わー」とか「きゃあ」とか盛り上がるような。非常に選手もやっぱり喜んでいるみたいでしたね。できれば本当にスペインに行きたいなと思っています。自費で行ったほうがいいので。

よろしゅうございますでしょうか。

【全委員】

ありません。

【西本教育長】

次です。心の状況調査についてということで御説明お願いいたします。
学校教育課長。

【高島学校教育部次長兼学校教育課長】

事前配付資料の、報告3と右肩にあります資料を御覧ください。令和3年度佐世保市「心の状況調査」結果及び考察の資料を基に御説明申し上げます。

2ページをお開きください。全体の概要をそこに記しております。簡単に御説明いたします。

本調査は、平成27年度から始まり、今回が7回目の調査となりました。

市の実施目的は記載のとおりでございます。この客観的なデータと教師の日々の観察データを合わせて、学校現場では児童生徒の理解を一層充実させること、家庭と連携して、不登校・いじめ等の問題の指導充実を図ること等を目的にしております。

調査対象は、小学校2年生から中学校3年生までの全児童生徒対象とし、一部配慮を要する児童については、学校の判断で調査しておりません。

調査内容につきましては、レーダーチャート、サンプル数などは民間の調査質問紙、アイチェックを使用しています。

調査時間が、そこに30から45分とあります。低学年が54問の質問。中学生が93問ありまして、それぞれの実態に応じて時間の枠を設定しています。

6の調査期日です。今年度は少し遅らせてまして、例年は5月上旬に2週間ほど設定しておりますが、今回は5月下旬から6月上旬の1週間設定で行っております。ちなみに昨年は、年度初めの学校の休業がありましたので、期間は長めで3週間、6月の下旬までを対象としておりました。

7の研修等は後ほどお話をします。

見方について、8番に詳しく書いてありますが、8の(3)を御覧ください。本年度版より第3カテゴリーというところが再編されて、レーダーチャートで穴が空いている状態でございます。

3 ページを御覧ください。これが、全学年の9 学年分の結果でございますが、上の表で斜線になっている部分、下のレーダーチャートで言いますと、ちょうど下の部分に、ダイヤモンドの対話・話し合いというのがありますが、その部分は、今年から新たに加わった項目でございますので、標準スコアが算出できず、穴が空いた状態になっております。

また、新しい項目として、10 ページをお開きください。小学校3 年生ですけれども、3 年生、4 年生と、レーダーチャートの右側の感動体験というところも穴が空いておりますけれども、ここも従来5 年生以上から調べていた項目を、2、3、4 年生と下の学年も調べるということで今年度から新しい項目に入り、まだスコアが全体は出ていませんので、そこは穴が空いている状態になります。御了承ください。

それでは、3 ページにお戻りください。全体の結果の考察についてお話をいたします。

3 ページは、全学年の小学校2 年生から中学校3 年生、本市の1 万6,967 名の児童生徒の平均データでございます。

まず、上の表の全項目の平均ですが、上の表の一番下に77.3 からずっと書いてありますけれども、これが平均でございますが、本市の子供たちは、右から2 番目、49.8、これは標準スコア50 に対しての標準スコアでございます。49.8 でございます。ほぼ全国値に近い状態ですけれども、経年ですずっと調べていきましたら、4 年前は49.6、49.6、49.7、49.8、0.1 ポイントずつ上昇して、ほぼ全国値と同じ数値を持っているところでございます。

具体的な中身ですけれども、その平均値49.8 の上の部分を御覧ください。全体に目を通していただきますと、上半分が大体50 以上になっております。だんだん、47.2 という、ちょっと下半分のところですが、学級環境や生活・学習習慣が50 満たないという結果になっています。昨年度のデータがその右側にありますが、過年度と比較しましても、今言いました上半分、自己認識や社会性は上昇傾向にあり、下半分にある学級環境や生活・学習習慣が下降傾向にあります。

具体的に、上の段に第1 カテゴリー、第2 カテゴリー、第3 カテゴリーとございますが、第3 カテゴリーで細かく見ますと、上から1 番目、2 番目の家族の支えや友達の支えは過去3 年の中では一番高いスコアであります。かなり子供たちも意識した活動で、先生の支えも含めまして、周りの方々から支えられているということを子供たちが認識して生活しているというデータでございます。

カテゴリーの③でございます。感動体験は、例年は49 ポイント台でしたけど、今回は53.3 と大きく伸びております。今回から質問項目が二つ増えて、さらに多くの質問して、友達の意見を聞いて新しいことに気がつきましたか、自分の考えが深まり勉強が面白いなと思うことがありましたかという質問や、学校の行事や活動の中で心に残っているとはありますかという質問を加えております。コロナ禍の中で制限が多いんですが、できた活動が感動につながっていたり、工夫してもらった行事は心に残っていたことが今回の肯定値として高い値になったと考察しております。

一方、下段のほうでございますが、8 と9 の間にあります学級の規範意識、それから、

9の下にあるいじめのサイン、これが例年49ポイント台だったのが、47まで下がっております。後ほどの資料にもございますけども、後ろにある学年別データの結果を見ましても、やっぱり学級の規範意識に関しましては、学年により、例えば小3や小4、それから中2など、平均スコアを下回っている状況でございます。

それから、⑪学習習慣とございますが、これにつきましても、これまで50台のポイントでしたが、今回48ポイント台まで下がっております。

この調査から考察する学力低下の要因として、学習習慣、学級の規範意識、いじめや対人ストレスなど、学びを支える環境が今年度は十分に整わずに、リスク管理が低下しているということも考えられます。このような点は今後、市内小中学校のほうで、研修会等として周知しながら、児童生徒の理解、学級経営、教育相談とかするようにしたいと考えております。

資料6ページを御覧ください。横開きになります。

見にくい表でございますが、上の段に赤い字で小3、小4、小5、小6とだんだん広がっておりますけども、同一集団をこの調査でずっと追いながら、スコアを表示したものでございます。6ページが小学校3年から6年、次の7ページが、中1から中3の経年の変化データでございます。

どの学年におきましても、項目別に見ますと、先ほど申しましたように、下の段の学級環境や生活・学習習慣に黒い三角印があり、特に、先ほど言いました小学校4年生、要注意と書いていました小学校4年生、中学校2年生のスコアがほかの学年よりも低く、改良を要する学年というふうな結果になっております。

次に7ページ、中2のほうですが、学級の規範意識、47.2ポイントですけども、これは他学年よりもマイナス5.5となっており、これは去年までの中1で、小学校6年の卒業式、それから中1の入学式などが全て単独で举行され、中学校入学後も、すぐ休校になったり、昨年の年間の学校行事等も学級でまとまる活動や交流、触れ合う活動がほぼできず、学級の規範を形成する機会というのはなかなか十分に与えられなかった学年ではなかったかというふうに考察をしております。

また、中2に限らず、この学級規範意識の低下やそれに伴う対人ストレス、いじめのサインの下降などの要因につきましては、今申しましたような、コロナ禍における学習活動の縮小・制限、場合によっては中止になっていることも影響しているかというふうに予想されます。

学校では非常に工夫しながら、リモートで全校朝会や集会なども実施しながら、学級以外の場で指導を充実させているところでございますが、集団で規範を学ぶ場はなかなか与えられず、複数の教員の目で子供たちを見る、若手教員はベテラン教員の全体指導について見て学ぶ、そういった機会も必然的に減り、学級の規範をなかなか形成できないことも考えられるところでございます。

今後の対応といたしましては、ページを戻しますが、全体ページで先ほどの3ページを御覧ください。佐世保市全体の中で、⑤の規範意識でございます。学級の規範意識は低いんですが、子供たち個々人の⑤規範意識は50.4ポイントと全国以上にあり、高い

意識がございますので、集団で学び方、感じ方を意図的、計画的に学ぶ場を設定することで、各学校の課題を全職員で共有し、組織的な取組で指導してまいりたいと考えます。

また、この調査紙につきましては、初任者研修の講座にも組み込んでおり、今年度は8月27日を予定しております。今回は急遽リモートで研修を行うことになっておりますが、その中で調査・活用を単なる分析でなく、改善のための具体的な手立てについても研修をさせるようにしております。また、若手教員が最近増加しております。経年研修を持つ教育センターにもお願いを協力して、そういったこのような研修も今後充実するようにと考えています。

いずれにいたしましても、学校の教育活動の大部分である授業において、引き続き授業改善に力を入れる中で、感染対策を講じながら、子供たちが交流したり、ペアなどを組むこと、また逆に、ICT機器を有効に活用し、タブレットの中で様々な意見交換や情報交換、話し合い活動を行うことなどを通して、主体的な学びや良好な関係づくりを培っていきたいと考えております。

また、校内研修や、先ほど申し上げた教育センターなどでの構成的グループエンカウンターやソーシャルスキルトレーニングといった、規範や学び方、友達づくり、人間関係づくりを意図的、計画的に研修をさせたり、実際に学校現場で行うようにさせることで、学級の絆、規範意識などを高める契機となるよう、校長会、教頭会、教育センター、学校訪問、それから学力向上班の学校訪問などで指導してまいりたいと考えております。

心の状況調査についての説明は以上でございます。

【西本教育長】

ただいま、心の状況調査について説明がありましたけれども、委員の皆様から何か御質疑等ございますでしょうか。

萩原委員。

【萩原委員】

学級の規範意識というところの質問事項というのは、どういうことがあるんですか。

【西本教育長】

学校教育課長。

【高島学校教育部次長兼学校教育課長】

質問事項は「あなたのクラスでは、みんなが掃除当番や係の仕事を責任を持ってしていますか」。第2問「あなたのクラスでは、みんなが先生の言うことを守っていますか」。第3問「クラスの人がふざけたりおしゃべりをしていたりして授業に集中できないことがありますか」の以上3問です。

【萩原委員】

結構問題ありますね、そうしたら。

【西本教育長】

内海委員さん。

【内海教育長職務代理者】

市全体がここに出ていますよね。これは各学校単位で分析はやるんですか。

【西本教育長】

学校教育課長。

【高島学校教育部次長兼学校教育課長】

私たちのほうでもデータを持っておりますが、学校訪問などで校長への説明資料には必ずこれを受けさせて、内部側には指導していくようにしております。

【内海教育長職務代理者】

ありがとうございました。

【西本教育長】

私から。

この資料、結果それから学校単位あるいは学級単位、そういったものについては、一般の教職員の方も知ることができるというか、知っていらっしゃるんですよね。

学校教育課長。

【高島学校教育部次長兼学校教育課長】

全てデータはそれぞれ担任に渡しております。これに併せて、もう一つが散布図といまして、クロスの中で、右上が充実感のある子供たち、左下がなかなか疎外感がある子供たちをポイントで見ていくような図も与えながら、左下の子供たちに配慮をするような図のクロスが出るようになっていきます。それを活用するということです。

【西本教育長】

自己認識とか社会性ということについては、小学校も中学校も、むしろ全国平均というよりも高い数値で、その辺は佐世保市の子供たちについては何となくいい結果が出ているのかなと。例えば友達の支えのところは突出していい数字が出ているので、基本的には自己肯定感も含めて持っているのかなという感じなんです。心配なのが学級環境がいずれも平均より下ということです。特にいじめのサインについては毎年、全国平均より低いんですが、これは、いつかどこかで爆発するというふうな、変な話ではないですが、出てこないとも限らない。特に学級環境というのは、落ち着いて勉強に集中がで

きるかできないかということにも関わってくるので、この辺のシビアな分析というのをそれぞれの学校で、あるいはそれぞれの学級でやっておかないといけないのかなと思うんですよ。

これが実は4月に入ってから調査ですよ。そうすると、自分が受け持った学級は翌年度でしか分からないので、Aという先生は手放して、改良するというか改善するということにつながらないですよ。学年も変われば、学級も変わったりすると。そこがちょっと私もこの調査結果の使い方というか見方というか、それが御自身の改善につながっていかないところがあるんじゃないかなという気がするんですよ。極端な話、やっぱり自分が受け持った学級はどうだったかということが大事であって、もう新しい学年度に入ったときには違うメンバーなので、この分析を個々の先生がやるかやらないかでも全然違うという感じがします。改善しようにも、もうメンバーが変わってしまっている。どうなんですか、そこら辺りは。どういうふうに、これを御自身の改善につなげていくのかということを経験というか、経験として捉えていいのか、どうなのかの部分、教育委員会として何か考えはありますか。

学校教育部長。

【陣内学校教育部長】

いろいろと御意見ありがとうございました。今お尋ねいただいた部分、御意見いただいた部分も含めて、もう少し総括的なお話を少しさせていただきます。

実は今年度のデータが、私は、ちょっと言葉は悪いんですけど、信憑性に欠けると思っております。それぞれのカテゴリーで、例えばこの5年間を評価してみるとしますと、例えば一番いいのが「友達のささえ」で、52.2という数字があるかと思います。これの過去を見ますと、49.7、49.6、49.8。49.6、7、8を3年間続けてきたのが、今年だけぽんと52.2になっています。これまで50からほんのちょっと下がるぐらいがずっと続いてたのが、今年度は52.2で、偏差でいくとすごい上がり方をしています。

逆に一番下がっているのが「学級の規範意識」です。これも今回47.1という数字なんですけど、過去を見ますと、49.0、49.7、49.9と、50を若干下がる数字がずっと続いておったのが、今年度47までぽんと下がっています。

ちょっとこの理由が分からなくてですね。これは全体的に物すごい傾向が出ているんですよ。先ほど課長のほうから、上はよくて下が悪いですという話があったと思うんですが、過去5年間を比べると、上、下の差はほとんどありません。ほとんどないのが、今年度に限って、上のほうは1以上上がっている項目が四つあって、下がっている項目はない。真ん中より下については、1以上下がっている項目が四つあって、上がっている項目がないという。去年まではほぼ49から51ぐらいの中に収まっていたのが、今年度はいいのは物すごくよくなっていて、悪いのは物すごく悪くなっている。ものすごく数字が変わっております。

この原因なんですけど、一つは、設問が変わっております。設問が変わっているの、

より、ちょっといいのが物すごくよく出る、悪いのが物すごく悪く出るというのは、見方がはっきりしやすい評価に変わっているのかなと思っております。

それからもう一つは、標準値の設定の仕方なのですが、毎年同じ標準値を50として考えてあるのか、その年度の標準値を50として考えているのかで違ってくると思ってます。ですから、コロナじゃないときを50として見ていて、今年が全国的に下がってれば、今年の全国で見れば、標準値であろうが、去年と比べて物すごく下がると。

そういった幾つかの要素があって、今年度はかなりこれまでと違う数字が出ておるといのが一つの特徴です。ですから、これについては、分析のときにちょっと加味をしないといけないところじゃないかなと思ってます。

それからもう一つ、教育長のほうから御指摘いただきました、結局4月にするから、自分の学級づくりの成果は3月にならないと出てこないんじゃないかと。結局、前の学級の数字が出てきているんじゃないかということなのですが、おっしゃるとおりだと思います。

評価のやり方というのは、教育学的には、形成的評価という観点と総括的评价という観点、ざっくり分けると二つの観点があります。集団を形成していくための評価、学習を成立させるため、形成していくための評価。こういった子供さんたちが今こういった学びの状況にあるので、これをさらに伸ばすために、こういった手だてをしますという中間的な活用的な評価、それから総括的な評価は、そうやって1年間してきて1年後にこうなりましたよという総括的な評価になります。

ざっくり、小テストとか単元テストというのは一時的な評価、そのときにできでなかったらその場でフィードバックしてやればいい。ところが、学期末試験、それから年度末の試験というのは総括的な評価。この1年間あなたの状況はこうでしたよという、ランクづけするような総合的な評価になります。

2回すれば一番いいんだと思うんですけど、予算的な部分、それから時間的な部分とを考えると、年に1回が妥当だろうと。年に1回するとしたら、教師、学級の評価をするよりも、生かすための評価のほうがいいんじゃないかという判断で今、4月、5月にさせていただいているという状況でございます。

ですから、教育長から御指摘あったように、結局これを、「こんな数字だったよ、よかったね」とか「こんな数字だった、次は頑張ろうね」じゃなくて、今この目の前の子供たちに、こんな数字だったけど、どう今日生かせるか、あした生かせるかという観点をしっかり指導していかなければいけないと改めて思ったところでございます。

【西本教育長】

評価は少なくとも新しい学年になった子供たちの評価なので、そういう考えを持っている子供がいいも悪いもいるんだなという現実は捉えていただいて、今後1年間あるいは8か月間くらいの学級経営ということに生かしていただければいいかなというふうに思います。

本当に凸凹がこんなに出るのは初めてねという感じはします。黄色の線を見ると大体

分かりますよね。黄色が去年でしょう。今年は何かいびつだなという感じが。

内容について皆さん方からよろしゅうございますか。

【西本教育長】

内容的には、よろしゅうございますか。

【全委員】

はい。

【西本教育長】

それでは以上で終わりたいと思います。

次に、④市立小・中学校及び義務教育学校研修、修学旅行中止に伴うキャンセル料等の補助金交付についてです。事務局からお願いいたします。

学校教育課長。

【高島学校教育部次長兼学校教育課長】

当日配付資料、報告4、4ページからになります。御覧ください。

報告事項4、佐世保市立小・中学校及び義務教育学校修学旅行中止等に伴うキャンセル料等補助金交付について御説明申し上げます。

本件に係る補助金交付につきまして、昨年度は一般会計予算補正予算で議会承認いただきました。令和3年度も新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る学校の対応として、修学旅行等に同様の事案が生じております。後ほど説明をさせていただきます。

そこで本年度も保護者の経済的な負担を軽減しながら教育活動が展開できるよう、必要な要綱の改正と財政措置を講じてまいる説明を行うことといたします。

お手元の資料4ページの1、趣旨を御覧ください。

改正ですけれども、昨年度は修学旅行の中止に対して補助金を交付するものでございました。今回は、修学旅行に加えて、中学生の野外宿泊活動、小学生の宿泊体験学習を加えております。また、中止のみならず、延期の場合も補助の対象に加えました。

これにつきましては、令和3年4月1日付の文科省の事務連絡におきましても、学校生活に秩序と変化を与え、思い出に残る学校行事等は、できる限り感染防止対策を講じ、保護者の理解、協力を前提に実施に向けて特段の配慮をお願いすること。当初の計画が難しい場合は近距離での実施や日程の短縮など実施方法の適切な変更・工夫について検討するよう周知がございます。

そこで事務局といたしましても、今年度の修学旅行等に内容の変更や実施時期の延期に応えられるよう、一定の財政措置を設けるための要綱を案として出しているところでございます。

2の補助対象者は、該当する児童生徒の保護者でございます。

3の補助対象となる経費は、記載のとおり、新型コロナウイルス感染症により中止ま

たは延期されたことによる経費のうち、契約業者と旅行約款等に基づくキャンセル料、野外宿泊活動は、青少年教育施設が設定したキャンセル料を対象といたします。（２）その他市長が認める事項も経費の対象といたします。

４、補助金の額は、補助対象経費の全額といたします。

この予算につきましては、今回は一般会計予算の予備費で対応する旨、財務部から内示を受けているところでございます。

６、令和７年７月末までのキャンセル料の発生については、記載のとおり、黒髪小学校において、実施２日前に延期が決定されて、キャンセル料が３１万１,５６０円生じております。

詳細につきまして、５ページを御覧ください。当該、現在のところこの１校のみがキャンセルが生じておりますので説明を申し上げます。

当該学校は、６月の１０、１１日に雲仙・長崎市方面への修学旅行を企画し、旅行業者を通じて手配を依頼しておりました。出発の２日前、６月８日火曜日、学校近隣の保育施設にて新型コロナウイルスの感染陽性者が判明し、追加検査の対象となった園児の兄、姉、黒髪小学校では２５名が出席停止となり、うち４名が６年生でございました。校長は、今後感染拡大も懸念されることから、この日に修学旅行の延期を決定しました。

宿泊するホテルは２日前でしたので、既に食材等の準備をしており、約款により宿泊料金の５０％、３５万１,５６０円をキャンセル料として請求されております。校長はその旨を含め、保護者会を開催し、説明をし、理解を求めているところでございます。

現在、キャンセル料は、今申し上げました１校のみでございますが、資料の６ページから６、７、８、９と４ページにわたり、今後９月以降の修学旅行、小学校では４０校、中学校が７ページの１５校、宿泊体験学習が８ページ、小学校が２６校、白い部分でございます。９ページ、野外宿泊活動が中学校１４校、白い部分でございます。延べ学校数では９５校が実施予定となっております。できる限り早めの変更を行い、キャンセル等の発生しないように学校側も尽力はいたしますが、感染症が急拡大することも想定されますので、この補助金交付を活用して、保護者の負担軽減を図り、教育活動の充実を行ってまいりたいと存じます。

１０ページをお開きください。１０ページから１１ページが、今申し上げました補助金の交付に関する要綱の案でございます。冒頭説明した部分を追加して記載しているところでございます。

今回は、黒髪小学校のキャンセル料を含め、想定される額を補助金交付額として計上し、先ほど申しました財務と協議を進めてまいりました。今回予備費で対応する内示がありましたので、補正予算として９月議会には上程せず、本教育委員会の報告及び９月定例市議会文教厚生委員会の議案外報告といたしたいと考えております。

説明は以上でございます。

【西本教育長】

ただいまの説明につきまして委員の皆様から御質問ございますでしょうか。

基本は前年度と同じなんですけど、先ほど説明がありましたとおり、野外活動、それから宿泊体験、そういったものも新たに研修を加えております。それから、中止に加えて延期も、キャンセル料が発生したときにはということで対応できます。これは補正でなくて予備費でということでございます。まん延防止の対象にもなりましたら、また変わってくるかなと思いますが、私としてはできるだけ修学旅行は実施をさせてあげたいなど。遠くに行かなくても、近場でも何かできればいいかなというふうに思っております。そういうことで実施をさせていければというふうに思います。

内容について御質問ございますでしょうか。

【内海教育長職務代理者】

質問じゃないんですけども、旅行会社の実情、立場からすると、ほとんど延期の連絡はいただいているんですね。一番つらいのが、延期されたところがどっときたので、特定の日日にちに集中して、宿泊が全く予約が取れないという、そこが今後ちょっと問題になってくる。

だから、変更のエネルギーはもちろん、それはやむを得ないとしても、修学旅行の手配ができるだろうか。11月ぐらいの希望が多いんですけど、それがほとんど曜日とか何かが大体重になって、どこの旅行会社も同じかなと思うんですけどね。その問題が今後出てくるかもしれない。

【西本教育長】

よろしゅうございますか。

【全委員】

ありません。

【西本教育長】

それでは、報告事項の最後になります。小学校文化活動事業に係る音楽発表会の中止についてということです。事務局から御説明お願いいたします。

学校教育課長。

【高島学校教育部次長兼学校教育課長】

当日配付資料、そのまま先ほどに続きますが、12ページ、報告5を御覧ください。

報告事項⑤、令和3年度小学校文化活動事業に係る音楽発表会の中止について説明を申し上げます。

本事業は、小学校文化活動事業の一環として、小学校音楽発表会といたしまして、佐世保市教育研究会に委託しております事業です。

事業内容としては、御存じのとおり、各学校の代表児童がアルカスSASEBO大ホールに一堂に会し、これまでの学習成果を披露し合う発表会でございます。

参加学校は、全小中学校及び分校で、一昨年度は、高島分校の全校児童6名から広田小学校4年児童174名まで、それぞれの学校が特色を生かした形で発表を行ってきました。しかしながら、昨年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大が予想できない状況であり、早い段階で中止を決定いたしました。

本年度は、新型コロナウイルス、佐世保市の感染レベルごとに対応一覧表及び文科省の通知、この後説明いたしますが関係団体のガイドラインを参考に、校長会や委託団体と協議をしております。現在のようなレベル5の場合は、本市のレベル対応では事業は中止となりますが、本事業は11月の発表でございます。この頃がレベル4以下の場合、通知やガイドラインに沿った事業が可能かどうかを検討しております。

2枚目、13ページ、別紙1を御覧ください。文部科学省の通知に基づき、アルカスSASEBOの大ホールのステージの図でございますが、合唱の立ち位置をシュミレートしますと、黒丸がその位置となります。文科省の通知では「マスク着用で、前後左右2メートル空け」とあり、全部で56人がアルカスに立えます。

中学校音楽発表会では、校内コンクールで選ばれた学級が代表として、学級単位40人以下で出場しますので可能ですが、小学校は学年単位で出場するのが慣例でございます。次のページ、14ページにありますとおり、先ほど申した広田小学校はじめ、真ん中に丸やバツが書いてあり、バツの印が22校ございますが、本年度の児童生徒数でいくと出場できないことになります。

15ページをお開きください。15ページは、日本合唱連盟のガイドラインで検討した図でございます。日本合唱連盟では「合唱はマスク着用で、前後2メートル、左右1メートルの間隔を置きステージに立つ」というガイドラインになっております。

中学校発表会は先ほどの数ですので可能でございますが、小学校発表会では、この場合でも、16ページ以降をお開きください。77名がステージに立えますが、これでも11校がまだ出場できない状況でございます。物理的に不可能な分はここでございます。

各学校の練習は、小学校は当日緊張しても十分力が発揮できるよう、例年、学年単位、小規模校では複数学年の単位で集まり、何度も練習しているのが実情でございます。文部科学省が示す学校での新しい生活様式には、音楽科の学習では、飛沫ができる限り拡散しないよう配慮することが通知されており、通常の学習に加え、学年練習などにはできない状況でございます。したがって、今年度の小学校音楽発表会につきましては、中止する方向でありますことを御報告いたします。

なお、本事業に係る事業費459万円を当初予算で議会に御承認いただいておりますので、9月定例議会文教厚生委員会にて議案外報告をさせていただく予定であります。

以上でございます。

【西本教育長】

ただいま報告がありました小学校の音楽発表会の中止についてでございますが、委員の皆様から何か御質問ございますでしょうか。

【萩原委員】

前に学校訪問に行ったときに練習をされてたから、がっかりするだろうなと思いますけどね。

【西本教育長】

よろしゅうございますね。

【全委員】

ありません。

【西本教育長】

ありがとうございます。以上で報告事項は全て終わりました。

それでは全て終わりましたので、これで閉じたいと思います。お疲れさまでございました。

その後、次回開催予定日を確認し、終了となった。

----- 了 -----